

瀬戸市教育委員会 1 月定例会

1 報 告

- (1) 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について (教育政策課長) . . . P 1
- (2) 催物の後援・推薦に係る実績報告について (教育政策課長) . . . P 2
- (3) 令和 4 年 1 0 月情報公開請求について (学校教育課長) . . . P 3
- (4) 令和 5 年度儀式等について (学校教育課長) . . . P 4
- (5) 二度目の旅は図書館からについて (図書館長) . . . P 5
- (6) 第 1 5 回 N I H O N G O スピーチコンテスト結果について
(まちづくり協働課長) . . . P 6
- (7) 第 7 1 回瀬戸地方近郊駅伝競走大会及び Green City Cup 第 1 2 回瀬戸市小学生駅伝
大会の結果について (スポーツ課長) . . . P 8

2 請 願

- 請願第 1 号 保護者等地域住民に対し開かれた教育委員会となるよう定例会議の在り方
の見直しを求める請願 (教育政策課長) . . . P 11
- 請願第 2 号 瀬戸市教育アクションプラン改訂版について、調査、検証、説明と再作成を
求める請願 (教育政策課長) . . . P 14
- 請願第 3 号 オミクロン対応ワクチン接種促進の差し止めを求める請願
(学校教育課長) . . . P 16
- 請願第 4 号 「オミクロン株対応ワクチン接種」促進に関するチラシについて教育機関か
らの配布中止を求める請願 (学校教育課長) . . . P 19

3 議 案

- 第 1 号議案 瀬戸市教育委員会の事務に属する行政手続等における情報通信の技術の利
用に関する規則の一部改正について (教育政策課長) . . . P 22
- 第 2 号議案 瀬戸市教育委員会の保有する個人情報の開示等に関する規則の廃止につい
て (教育政策課長) . . . P 24
- 第 3 号議案 令和 5 年度全国学力・学習状況調査の参加について
(学校教育課長) . . . P 26
- 第 4 号議案 令和 5 年度県費負担教職員たる校長及び教頭の任免の候補者 (案) について
(学校教育課長) 当日資料配布

4 その 他

- ・ 日程について . . . P 44

催物の後援・推薦に係る審査結果報告書

NO	申請受付年月日	主催者	催物名	会場・開催期間等	催物内容等	申請区分	入場料等	許可年月日 (整理番号)	参照ページ (チラシ等)
1	令和4年11月14日	瀬戸SOLAN小学校	瀬戸SOLAN小学校研究発表会	瀬戸SOLAN小学校 令和5年1月28日(土)	瀬戸SOLAN小学校では「テーマ：習得-活用-探求の3つの学びが相互に作用する授業の創造」で開校以来研究実践を続けて参りました。その中から提起される諸課題や学校教育に対する多様な要請に対応した新しい教育課程(カリキュラム)や指導方法を発表する場をしたいと思います。	後援(継続)	入場料 無料 参加料 有料：5000円	令和4年11月18日 (4-321-65)	P45, 46
2	令和4年11月21日	混声合唱団アーチ・ヴォイス長久手	混声合唱団アーチ・ヴォイス長久手 セカンドコンサート	長久手市文化の家 風のホール 令和5年5月27日(土)	混声合唱・独唱・ピアノ演奏の発表を行い、練習成果を披露して地域の文化向上の一助として今後の団存続の糧とし、また、広く団員の募集も行う。	後援(継続)	入場料 有料 おとな：500円 子ども：500円 参加料 有料：団員一律7,000円	令和4年11月28日 (4-324-66)	P47
3	令和4年11月22日	書道研究 飛墨会	飛墨会新春初条幅展	瀬戸市文化センター 文化交流館 2F 令和5年2月3日(金)～令和5年2月5日(日)	新春にちなんだ題材で、幼年・小・中学・高校生、一般大人まで参加し書道文化の普及、生涯学習の推進、日本文化の伝承・発信に役立つことを目的とする。	後援(継続)	入場料 無料 参加料 無料	令和4年11月28日 (4-327-67)	P48
4	令和4年11月24日	一般財団法人日本リーダー育成推進協会	「子どもの潜在能力を引き出す脳科学」講座	オンライン講座 令和5年6月14日(水)・15日(木)・17日(土)・18日(日)	最新の心理学・脳科学に基づいた「子育てに対する向き合い方」をはじめ、「子どものセルフイメージを高めるポイント」などについてお伝えすることで、新型コロナウイルスを含む社会情勢の変化による保護者の不安や、子育てへの負担を軽減する一助とする。	後援(継続)	入場料 無料 参加料 無料	令和4年11月28日 (4-328-68)	P49, 50
5	令和4年11月24日	一般財団法人言語交流研究所ヒップコアミリークラブ	教育講演会「7カ国語で話そう。」	パルティセと会議室およびオンライン 令和5年2月5日(日)・11日(土)・12日(日)・18日(土)	(一財)言語交流研究所ヒップコアミリークラブでは、「ことばと人間」についての研究を中心テーマとし、多言語の習得活動とホームステイを通じての国際交流活動を40年にわたって実施。この講演会では、多言語活動の実践と研究から得た様々な事例と講師の体験をもとに講演を行います。	後援(継続)	入場料 無料 参加料 無料	令和4年11月28日 (4-329-69)	P51, 52
6	令和4年11月29日	瀬戸市及び瀬戸市まるっとミュージアム・観光協会	愛・地球博開催継承事業 瀬戸蔵ロボットアカデミー「春休みロボットワークショップ」	瀬戸蔵 令和5年3月25日(土)～令和5年3月26日(日)	愛・地球博開催都市、また、ものづくり文化が育まれるまち瀬戸として、未来を担う子どもたちに、ものづくりの喜びとチャレンジすることの楽しさを伝えるため、ロボットやものづくりに関連した各種ワークショップを開催します。	後援(継続)	入場料 無料 参加料 無料	令和4年12月7日 (4-334-70)	
7	令和4年11月30日	宮城復興支援センター 一センタ一長 茂木秀樹	国際交流&イングリッシュキャンプ	愛知県旭高原自然の家、愛知県美浜自然の家 令和5年4月22日(土)～令和5年8月31日(木)	東日本大震災・全国各地災害による仮設住宅入居児童・避難所入所児童及びコロナ禍による子どもたちの心のケア支援の一助、災害の風化防止及び危機意識、防災意識向上、子どもたちの国際交流・多文化共生・小学校外国語活動の促進。	後援(継続)	入場料 無料 参加料 有料：被災地からの避難児童・仮設住宅入所児童は無料招待 それ以外は、1泊2日27,300円	令和4年12月7日 (4-336-71)	

催物の後援・推薦に係る実績報告書

No	報告受付年月日	報告区分	主催者(申請者)	催物名	会場・開催期間等	催物の実績等	後援・推薦の効果等
1	令和4年11月25日	後援(継続)	日本ボーイスカウト愛知連盟瀬戸第1団 団委員長 小川 孝	ボーイスカウトとあそぼう！ワクワク自然体験あそび	瀬戸市文化センター及び瀬戸南公園 令和4年10月9日(日)	参加人員：28人 入場人員：51人	小学校でのチラシ配布により、児童への周知が円滑に行え後援名義使用により参加申込者の増加があった。
2	令和4年11月29日	後援(継続)	公益社団法人 瀬戸旭法人 水野 和郎	「税に関する絵はがきコンクール」	瀬戸市、尾張旭市にある小学校へ募集 令和4年7月20日(水)～令和4年11月30日(水)	参加人員：248人(うち、市内小学校は103人)	教育委員会後援の表記により先生方、保護者の方にも安心してご応募いただいた。
3	令和4年11月30日	後援(継続)	宮城復興支援センター センター長 茂木 秀樹	国際交流&イングリッシュキャンプ	愛知県旭高原本自然の家、愛知県美浜自然の家 令和4年10月15日(土)～令和4年12月11日(日)	参加人員：84人	国際交流・多文化共生・英語などの教育の観点だけではなく、コロナ禍だからこそ”人のぬくもり・やさしさ・助け合うこと”の重要性が、子どもたちだけではなく大人たちも理解する良い機会であったと感じている。(12月10日～11日は感染拡大のため、中止)
4	令和4年12月1日	後援(継続)	創生社 内山 象亭	第二十三回 創生社 書道展	名古屋市民ギャラリー栄7階 令和4年11月8日(火)～令和4年11月13日(日)	入場人員：468人	信用が増し、安心、安全といったブランド価値があり感謝しております。
5	令和4年12月5日	後援	瀬戸市身体障害者福祉協会 浦塚 玉喜	自分らしさを大切に生き抜くために 乙武洋匡講演会	瀬戸蔵 4階 多目的ホール 令和4年11月20日(日)	参加人員：145人 入場人員：99人	ご聴講の皆様にご来場いただいた。
6	令和4年12月7日	後援(継続)	瀬戸市・瀬戸市子ども会連絡協議会・瀬戸市少年消防クラブ連絡協議会 消防長 勝股 淳	第44回児童防火作品コンクール	パルティセと3階 交流広場 令和4年7月21日(木)～令和4年11月15日(火)	応募数：1869作品 表彰式参加者：特別賞受賞者8人	作品の応募取りまともに学校関係者をはじめ多くの方に協力を得ることができ、多数の作品を応募していただくことができました。
7	令和4年12月7日	後援(継続)	瀬戸商工会議所青年部 会長 森 紀保	瀬戸商工会議所青年部瀬戸YEGカーニバル2022	南公園芝生広場 令和4年11月5日(土)	参加人員：1359人 入場人員：約2000人	当日チラシ持参の小学生と一緒に家族が目立ち、学校へのチラシ配布できたことが大きかった。
8	令和4年12月15日	後援(継続)	瀬戸市和太鼓連盟 水野 忠治	第17回 和太鼓の祭典	瀬戸蔵 つばきホール 令和4年12月10日(土)	参加人員：100人 入場人員：280人	教育関連施設や公共施設への宣伝効果が上がり市民の方々に関心を持っていただいたと思います。

※「参加人員」…主催者を除く事業への参加者数 ※「入場人員」…催物の一般入場(来場)者数

令和4年10月情報公開請求一覧(学校教育課分)

No	請求年月日	請求区分	請求内容	決定通知年月日	開示区分	開示文書名	担当部署	備考
1	令和4年10月19日	公文書開示請求書	学校教育組織検討委員会(2020年度「瀬戸市の教育」44頁記載)に関するすべての文書(2019.4.1~2021.3.31の分)	令和4年12月2日	一部開示	令和元年度 第1回瀬戸市学校教育組織検討会議代表者会議議要項及び添付資料 令和元年度 第2回瀬戸市学校教育組織検討会議代表者会議議要項及び添付資料 令和元年度 第3回瀬戸市学校教育組織検討会議代表者会議議要項及び添付資料	学校教育課	開示しないこととした部分 1 令和2年度の文書 2 事業者のFAX番号 3 地域コーディネーターの就労及び家族に関する情報 4 地域コーディネーター辞退者の氏名 開示しないこととした理由・根拠規定 1 学校教育組織検討委員会は令和元年度末に廃止され、令和2年度以降は文書が存在しないため。 2 法人の内部に関する情報であり、瀬戸市情報公開条例第7条第3号に該当するため。 3及び4 個人に関する情報であり、瀬戸市情報公開条例第7条第2号に該当するため。
2	令和4年10月19日	公文書開示請求書	2022.9月における在校時間80時間以上の教職員の在校時間記録(個票)	令和4年11月28日	開示	出退勤時刻等記録表(令和4年9月)	学校教育課	開示しないこととした部分 児童氏名、生年月日、病院名
3	令和4年10月31日	公文書開示請求書	2022.6.24の西陵小学校における熱中症に関するすべての文書 西陵小学校校長の報告書、西陵小教職員間で確認された「注意事項」等記録文書、保護者宛文書、「事後処理」関係文書 等々	令和4年11月30日	一部開示	児童・生徒の事故発生速報、児童生徒の事故発生状況報告書 熱中症対策について、保護者の方へ「ほけん」により、食育だより、運動会練習に向けての熱中症対策について、学校掲示物 令和4年度 臨時校長会議結果、令和4年6月27日(月)校長会伝達事項、報道機関配布資料、中日新聞記事	学校教育課	開示しないこととした理由・根拠規定 個人に関する情報であり、瀬戸市情報公開条例第7条第2号に該当するため。

令和5年度 儀式等について

儀 式	小学校	中学校	特別支援学校
入学式	4月6日(木)	4月7日(金)	4月6日(木)
1学期始業式	4月7日(金)	4月7日(金)	4月7日(金)
1学期終業式	7月20日(木)	7月20日(木)	7月20日(木)
2学期始業式	9月1日(金)	9月1日(金)	9月1日(金)
2学期終業式	12月22日(金)	12月22日(金)	12月22日(金)
3学期始業式	1月9日(火)	1月9日(火)	1月9日(火)
卒業式	3月19日(火)	3月6日(水)	小学部 3月13日(水) 中高等部 3月7日(木)
修了式	3月22日(金)	3月22日(金)	3月19日(火)

「二度目の旅は図書館から～図書館からはじめるちょっとディープなまちあるき～「せとでん」に乗って図書館へ行こう！」

展示期間：2023年1月13日(金)～2月8日(水)

展示場所：愛知県図書館 1階 エントランスフロア(Yotteko(ヨッテコ))

1. 展示内容

(1) 展示の概要

名鉄瀬戸線沿線上の図書館(名古屋市守山図書館、尾張旭市立図書館、瀬戸市立図書館)と周辺の見どころの紹介

<図書館から出発する旅のご提案>

愛知県図書館を出発し、「お堀電車」が走っていた痕跡をたどりながら外堀(旧外濠線)沿いを歩き、名鉄瀬戸線清水駅まで。清水駅から「せとでん」に乗って、沿線上の図書館へ行こう。最後に終点尾張瀬戸駅へ。瀬戸川沿い徒歩5分の瀬戸蔵ミュージアムには緑の電車「せとでん(モ754号)」が展示してあります。

(2) 展示物

図書館紹介のパネル

図書館周辺の見どころ紹介のパネル

観光パンフレット等の配布

関連図書の展示

2. 関連イベント

講演会 「お堀電車」と呼ばれた伝説の電車

講師：瀬戸市職員 山田 司 氏

著作「せとでん100年」「名鉄車両図鑑」「名鉄構成図鑑」など

日時：1月27日(金) 14:00～15:00

会場：愛知県図書館 5階 大会議室

※瀬戸市立図書館にて玄関展示

期間：2023年1月5日～2月7日

テーマ「鉄道(鉄道開業150年周年)

「第15回 NIHONGO スピーチコンテスト」結果について

瀬戸市国際センターは、12月18日（日）午後1時30分から「第15回 NIHONGO スピーチコンテスト」を瀬戸蔵つばきホールで開催いたしました。

8か国35名（小中学生の部24名、一般の部11名）の外国人の皆さんが日本語でスピーチをしました。その審査結果は下記のとおりです。

記

1 出場者数

	出場者数(応募者数)
小中学生	24名(28名)
一般	11名(14名)

2 第15回 NIHONGO スピーチコンテスト審査結果

部門	賞	氏名	国籍	学校名・学年
小中学生の部 (24名) 小学生18名 中学生6名	金賞	ファティマ ザカ	スリランカ	原山小学校4年
	銀賞	ホアン ジャバオ	ベトナム	原山小学校5年
	銅賞	タカヤマ マツオ	ペルー	品野中学校3年
	第15回記念特別賞	クルズ キアン	フィリピン	下品野小学校6年
一般の部 (11名) 内高校生8名	金賞	カトリ リヤ	ネパール	聖カピタニオ女子 高等学校3年
	銀賞	シモツ メイコ	ペルー	聖カピタニオ女子 高等学校1年
	銅賞	ミヤシロ ヨハナ	ペルー	
	第15回記念特別賞	ウエチ ヨシエ	ペルー	
	瀬戸北 RC 会長賞	ヘ ミンロン	カナダ	

3 その他

来場者数 120人（※出場者含む）

○出場者数

第1回	H20	一般の部	留学生の部	合計	
		6	5	11	
第2回	H21	一般の部	留学生の部	合計	
		7	7	14	
第3回	H22	一般の部	留学生の部	合計	
		7	7	14	
第4回	H23	一般の部	合計		
		13	13		
第5回	H24	一般の部	合計		
		10	10		
第6回	H25	一般の部	合計		
		8	8		
第7回	H26	一般の部	留学生の部	小中学生の部	合計
		8	7	3	18
第8回	H27	一般の部	小学生の部	中学生の部	合計
		10	6	10	26
第9回	H28	一般の部	小中学生の部	合計	
		7	16	23	
第10回	H29	一般の部	小中学生の部	合計	
		7	18	25	
第11回	H30	一般の部	小中学生の部	合計	
		9	24	33	
第12回	R 1	一般の部	小中学生の部	合計	
		9	20	29	
第13回	R 2	一般の部	小中学生の部	合計	
		6	25	31	
第14回	R 3	一般の部	小中学生の部	合計	
		10	20	30	
第15回	R 4	一般の部	小中学生の部	合計	
		11	24	35	

第71回瀬戸地方近郊駅伝競走大会 表彰者一覧 (参加申込チーム数:98チーム、当日参加チーム数:91チーム) 2022.12.11

総合成績	男子1部(19) (20.3km)	男子2部(9) (13.4km)	男子3部(23) (20.3km)	一般女子の部(12) (13.4km)
優勝	守山ランニング愛好会 1:05:39	瀬戸信用金庫陸上競技部 0:49:29	愛知高校A 1:03:18	旭野高校 0:54:15
第2位	愛知県庁クラブA 1:07:03	スーパーリンペイズ 1:00:40	豊田大谷高校B 1:03:48	千種・松蔭・旭丘合同 0:54:23
第3位	ActiveRunNagoya 1:08:39	穴田飛脚組合式の組 1:02:53	愛知高校D 1:05:29	名東高校A 0:54:41
第4位	大同特殊鋼 1:09:23	穴田飛脚組合巻の組 1:03:07	愛知高校C 1:05:58	天白高校 0:57:26
第5位	三歩以上駆け足A 1:12:06	ジェイテクトギヤシステム 1:04:03	愛知高校B 1:06:21	横須賀高校 0:58:58
第6位	尾張旭ランニングクラブ 1:14:31	フジトクマラン部 1:04:10	豊田大谷高校C 1:06:26	KMランナーズ 0:59:05

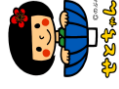
区間成績	男子1部	男子2部	男子3部	一般女子の部
第1区	守山ランニング愛好会 井上 将仁 0:15:16 (4.6km)	瀬戸信用金庫陸上競技部 伊藤 章 0:13:32 (3.4km)	愛知高校A 野川 元希 0:14:20 (4.6km)	旭野高校 塚本 帆乃花 0:12:52 (3.4km)
第2区	愛知県庁クラブA 杉浦 悠輔 0:06:11 (1.8km)	瀬戸信用金庫陸上競技部 河合 翔太 0:07:10 (1.8km)	愛知高校B 大岩 蓮 0:05:16 (1.8km)	名東高校A 横山 綾乃 0:07:29 (1.8km)
第3区	三歩以上駆け足A 幸田 竜治 0:13:53 (4.4km)	瀬戸信用金庫陸上競技部 山田 健司 0:15:58 (4.6km)	愛知高校A 平井 翼 0:13:03 (4.4km)	旭野高校 梅村 茉那 0:16:37 (4.6km)
第4区	守山ランニング愛好会 林 俊宏 0:18:35 (5.9km)	瀬戸信用金庫陸上競技部 鶴阪 政則 0:12:49 (3.6km)	愛知高校A 市丸 健太 0:19:06 (5.9km)	旭野高校 上田 佳苗 0:13:19 (3.6km)
第5区	守山ランニング愛好会 柿本 昇忠 0:11:02 (3.6km)		愛知県立豊川工科高等学校 花井 創 0:10:23 (3.6km)	

総合成績	中学生男子の部(21) (13.4km)	中学生女子の部(14) (13.4km)
優勝	SET PROJECT A 0:45:03	名古屋市立富士中学校 0:54:15
第2位	SET PROJECT B 0:46:34	日進西中 0:56:34
第3位	SET PROJECT C 0:47:26	SET PROJECT 0:56:52
第4位	日進東中学校 男子 0:48:07	藤森中女子B 0:57:46
第5位	SET PROJECT D 0:48:11	朝日丘中A 0:58:27
第6位	三好中A 0:49:36	聖霊中学校A 0:59:45

区間成績	中学生男子の部	中学生女子の部
第1区	SET PROJECT A 0:11:15 伊藤 悠真 (3.4km)	名古屋市立富士中学校 0:14:12 小林 日菜子 (3.4km)
第2区	SET PROJECT A 0:06:00 山本 悠晴 (1.8km)	藤森中女子B 0:07:15 安井 麻央 (1.8km)
第3区	SET PROJECT A 0:15:49 山本 敬太 (4.6km)	名古屋市立富士中学校 0:18:09 岡留 藍 (4.6km)
第4区	SET PROJECT B 0:11:53 河村 翔琉 (3.6km)	名古屋市立富士中学校 0:14:24 竹内 美桜 (3.6km)



Green City Cup 第12回瀬戸市小学生駅伝大会 結果



男子

順位	ゼッケン	チーム名	タイム
1	5	陸上教室	00:10:53
2	13	SET PROJECT	00:11:00
3	17	Seiryō State Warriors	00:11:20
4	18	西陵バスケット部	00:11:27
5	6	マシック	00:11:28
6	14	SET PROJECT B	00:11:39
7	3	水南5年	00:11:39
8	10	幡西ボンバーズ	00:11:55
9	15	SET PROJECT C	00:12:23
10	4	品野ミニバスケットボールクラブ	00:12:23
11	1	にじの丘ドリームズ	00:12:37
12	8	瀬戸柔道会	00:12:40
13	11	ハッコボンバーズ	00:12:50
14	9	ドローンズ	00:13:29
15	2	幡東ブルースカイ	00:13:30
16	12	幡西ファイターズ	00:13:55
17	7	チームイエロー	00:13:56
	16	SET PROJECT D	DNF

女子

順位	ゼッケン	チーム名	タイム
1	104	SET PROJECT	00:10:56
2	109	ガッキーズ	00:11:08
3	112	西陵バスケット部	00:11:55
4	105	SET PROJECT B	00:12:02
5	108	ぽっぷごーん	00:12:08
6	110	JG5	00:12:32
7	111	幡西ガールズ	00:12:38
8	103	西陵BBC	00:12:38
9	102	陸上教室	00:12:40
10	106	SET PROJECT C	00:12:53
11	101	せとっこランランガールズ	00:13:17
	107	ラッキークローバーズ	DNF

※表記上同タイムのものは、1/100秒の結果により順位を確定。

令和4年12月5日

瀬戸市教育委員会 殿

氏名

住所

連絡先

保護者等地域住民に対し開かれた教育委員会となるよう
定例会議の在り方の見直しを求める請願書

1. 請願項目

- (1) 瀬戸市教育委員会における定例会議の開催時間の設定を、午前中へと見直しを頂き、保護者等地域住民が傍聴等の形で、参加しやすくなるよう見直しをお願いいたします。
- (2) 陳情・請願等が提出された際は、文書だけでは伝えられない保護者等地域住民の声を、真摯に受け止めるために口頭説明・趣旨説明が出来るよう見直しをお願いいたします。
- (3) 瀬戸市教育委員会における定例会議の開催日程及び陳情・請願の締め切り日を、保護者等市民に伝わりやすい形で、開催日及び陳情・請願の締め切り日に余裕をもって知らせてくださいますようお願いいたします。
- (4) 瀬戸市教育委員会に対する意見や苦情等及びそれに対する瀬戸市教育委員会の回答をホームページ上で公開するシステムの確立を頂けますようお願いいたします。

2. 請願趣旨

日頃は、瀬戸市の教育に関しご尽力くださり、ありがとうございます。本請願は、瀬戸市教育委員会が、保護者等市民に対し、開かれた場となるよう求める請願でございます。

瀬戸市教育委員会の定例会議の開催は、令和4年においては、殆どの月で14時開始となっております。しかしながら、平日の14時を超える定例会議の開催時間設定は、児童生徒等の帰宅時間と重なることも多く、保護者等は参加が困難となっており、“参加したくとも出来ない”状況が発生しているのが現状です。

厚生労働省による《教育委員会の在り方》（資料1）によりますと



(2) 教育委員会制度の今日における意義・役割

1. 教育に求められる要件

イ 継続性, 安定性の確保

教育は、子どもの健全な成長発達のため、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要である。

また、教育は、結果が出るまで時間がかかり、またその結果も把握しにくい特性があることから、学校運営の方針変更などの改革・改善は漸進的なものであることが望まれる。

ウ 地域住民の意向の反映

教育は、地域住民にとって身近で関心の高い行政分野であり、また、特定の見方や教育理論の過度の重視など偏りが生じないようにする必要があることから、専門家のみが行うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要である。

とあり、《子どもの健全な成長発達のため》に《特定の見方や教育理論の過度の重視など偏りが生じないようにする必要があること》を踏まえ、《広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要である》ため、保護者等《地域住民の意向を踏まえて行われること》が出来るよう、まずは、午前中等より多くの保護者等が参加しやすい会議時間の設定へ見直しをして頂くようお願いいたします。

加えて、《子どもの健全な成長発達のため》に、保護者等《広く地域住民の意向》を拾い上げ、瀬戸市の教育に《反映》していくためにも、陳情や請願等の提出をしやすいよう分かりやすく開催日及び提出締め切り日の公示をホームページにてして頂けるよう要望いたします。

現状では、定例会議への陳情・請願等の提出締め切りが分かりにくく、“問い合わせをしなくては分からない”状態です。また、定例会議の開催日の公示が遅く、保護者等地域住民は日程調整の都合がつかず、傍聴が困難となっております。“陳情・請願等の前例があまりないこと”は“誇るべきこと”では無く、《広く地域住民の意向を踏まえて》教育が行われていないことを示しております。

また、この陳情・請願においての口頭説明も、ぜひとも《広く地域住民の意向を踏まえて》《子どもの健全な成長発達のため》の教育がなされるよう、文書では伝わらない陳情者及び請願者の想いをお聴き届け頂けるよう、設定をお願いいたします。

尚、他県や他市の教育委員会においては、陳情や請願等の形を取らずとも、《広く地域住民の意向》を《反映》させることが出来るよう、教育委員会宛に届いた意見や苦情を、ホームページ上で公開しているところもあります(資料2)。

“どのような意見がどのような事象に対して出ているのか”、それに対し、“教育委員会がどのように回答をしたのか”を公開することこそが、教育委員会が《子どもの健全な成長発達のため》になる組織として適正な運営をなしているのかを示すことに繋がっております。また、《広く地域住民の意向》を拾い上げ、《意向の反映》がなされているかを

示すことにもなると言えます。

以上

3. 参考資料

(資料1) 文部科学省 2. 教育委員会の在り方 1 教育委員会制度の現状と課題

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1382466.htm

(資料2) 広島県教育委員会ホームページ ホットライン教育ひろしま

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/soudan-syokai.html>

請 願 書

瀬戸市教育委員会
教 育 長 様



2022年12月10日

請願者

住 所
氏 名



瀬戸市教育委員会会議規則（教委規則第1号）第17条の規定に基づき、請願します。

記

【請願の要旨】

- 『瀬戸市教育アクションプラン』の改訂体制において、「学校作業部会」（教職員）の設置が定められているにもかかわらず、市教委は、改訂作業に関し、「学校教育課指導係を作業部会として位置付け、作業を依頼すること」としたと言う。つまり、学校現場に勤務する教職員による検討を経るべきところ、「学校教育課指導係」という行政内部の職員で「代行」したのである。これは、市民との約束を反故にするもので許されない。

なぜ、このように、公表されている「計画の改訂体制」と異なることを行ったのか調査、検証し、市民に対し説明すること。

- 公表された「計画の改訂体制」に従い、学校作業部会（教職員）を開催し、『瀬戸市教育アクションプラン』（改訂版）を作り直すこと。

【請願の理由】

- 『瀬戸市教育アクションプラン』の重要性について、教育委員の方々は、十分承知していただいているものと思料し、説明を省く。

- 『瀬戸市教育アクションプラン』の「第3節 計画の改訂体制」は、以下のように記す。

今回の改訂にあたり、瀬戸市教育アクションプラン推進会議（学識経験者、教育関係者などにより構成。以下、「推進会議」と、推進会議の事務者会議として学校作業部会（教職員）及び行政作業部会（市関係課職員）で5年間を検証しながら、瀬戸市の現状や教育環境の変化を鑑みて改訂を行いました。（下線＝引用者）

- 「**改訂体制**」を示す図にも、「作業部会」として、**行政関係**と**学校関係**が挙げられ、それらは、事務局（教育委員会）と「調整」関係にあることが分かる。

- 私が、公文書公開請求で確認したところ、今回の改訂は、「推進会議の事務者会議として学校作業部会（教職員）及び行政作業部会（市関係課職員）で5年間を検証しながら」と定めながら、「学校作業部会（教職員）」を設置することなく進められてきた。教職員による「5年間の検証」を行うことなく、

『瀬戸市教育アクションプラン』が改訂されたわけで、「学校作業部会（教職員）」及び行政作業部会（市関係課職員）で5年間を検証しながら、瀬戸市の現状や教育環境の変化を鑑みて改訂を行いました。」との記載は、虚偽記載ということになる。重大な問題である。

5. 市教委は、「学校教育課指導係」は、学校現場にいた教職員であるから、その者たちに担わせることについて、「問題ない」と言いたいようだが、彼らは、まさしく「学校教育課」の職員であり、行政内部の者である。法を読むまでもなく、指導主事は行政内部の一員である。また、市教委の行政組織図を見れば明らかである。よって、それらに、「学校作業部会（教職員）」を代行させてはならない。なぜ「学校作業部会」を設置し、学校現場の教職員に参加を求めたのか、ここでは、説明を要すまい。

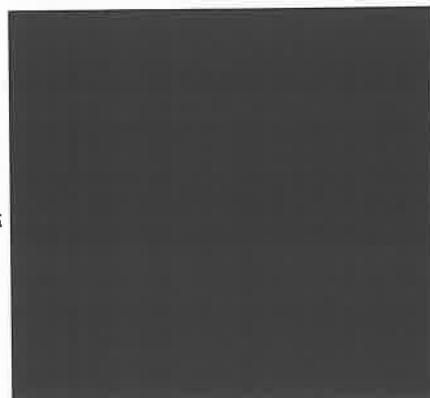
6. 市教委は、何かと言えば、「『瀬戸市教育アクションプラン』では……」と宣ってきた。その重要な『瀬戸市教育アクションプラン』の改訂が、市民に示したとおりの手続きで行われなかったのである。このような、『瀬戸市教育アクションプラン』にどれほどの意味があるのか、ということにもなりかねない。

よって、上記「請願の要旨」のとおり、求める。

以上

令和4年12月20日
瀬戸市教育委員会 殿

氏名
代表
住所
連絡先
賛同者



オミクロン対応ワクチン接種促進の差し止めを求める請願

1. 請願事項

医学的知見を持たない教育委員会が、生徒児童に対してコロナワクチン接種の促進、推奨を行わないこと。

2. 請願趣旨

特例承認である新型コロナワクチンの接種は予防接種法により、あくまで個々の自由意思で判断されなければならないものであるが、令和4年11月、文部科学省がオミクロン対応ワクチン接種の促進の呼び掛けをするよう教育委員会、学校教職員に求める通達を出した。

公的機関からの「促進」は、特に子供など社会的弱者に対しては強制性が懸念され、自由意思による自己決定権が損なわれる。

2021年以降、学校ではコロナワクチン接種が部活遠征や行事参加の条件にされた事例が発生している。これらは進学や学校生活の様々な機会を人質に取っての事実上の強制である。

また、通達には「児童生徒や保護者が主体的に接種の判断ができるよう」の文言があるが、児童や保護者が主体的な判断をするには、ネット環境の有無等に左右されず、公正な情報が平等に届くことが前提となる。

今年1月、厚労省発表の接種後死者は1400名を上回り、インフルエンザワクチン接種後死者の70倍、10代のワクチン接種後死者はコロナ死者数を上回り、10代のワクチン接種後の重篤副反応報告数はコロナ重症者の60倍以上となった。

しかしこれらの情報は一切周知されないまま児童への接種が進められ、児童の死亡や重篤副反応が発生。その後、11月11日の接種後死者は1908名と増加の一途を辿っている。

更に、先日CBCも報じた名古屋で行われた全国有志医師の会の緊急記者会見において、厚生労働省人口動態統計から見てとれる今年1月からの約7万の超過死者数はコロナワクチンが原因であるとの報告があった。

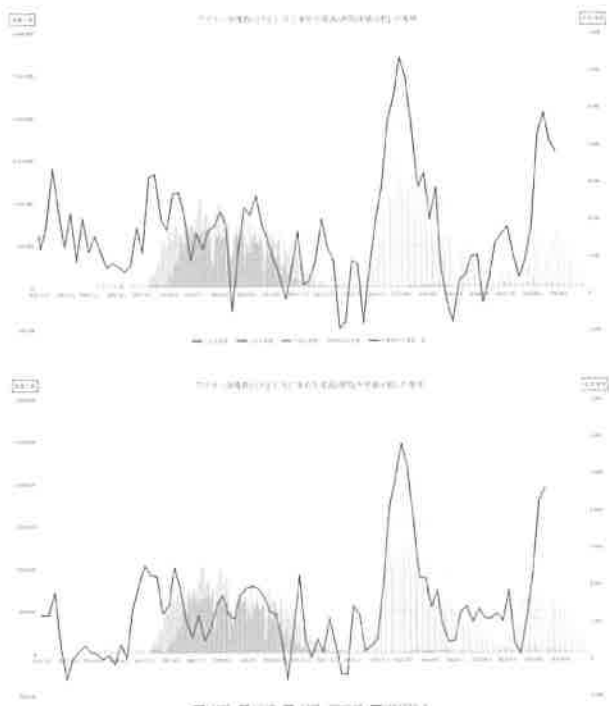
https://twitter.com/novaccinekita11/status/1596791730577473536?s=46&t=lwd8QVxZDb1Pff36DjRs_w



遺族を含む全ての保護者がこれらの情報を得て、「我が子が死亡する可能性も十分理解したうえで接種した」と納得していない以上、「公正な情報を得た上での主体的な判断」がされたとは言い難い。更に今後、医学的知見がないにもかかわらず偏った情報でむやみに接種推奨、促進を行うことにより、児童や保護者に錯誤による接種や死亡等の重大事象が生じた場合、教育委員会はどのように責任をとるのか。

特例承認の承認条件には「被接種者または代諾者に最新の有効性、安全性、特例承認の趣旨を説明する措置を講じること」があるが、現状ではそれらが講じられておらず、保護者や児童への圧力になりうる接種促進は教育委員会の所掌を逸脱するものである。

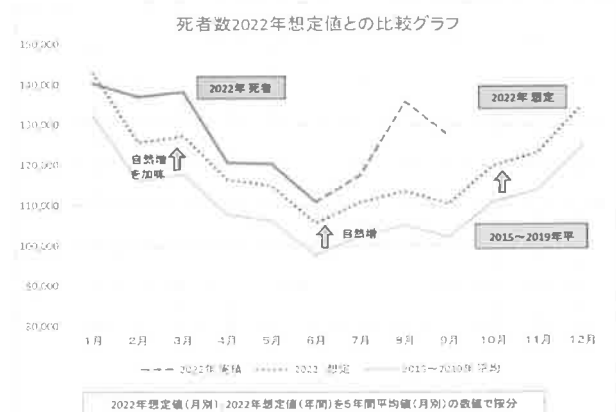
以上



人口動態調査(月別死亡者) 想定2022年バージョン

	2022年			2021年	2020年	2019年	2018年	2017年	2015～2019年 5年平均
	概数	推定値	増減						
1月	140,290	142,800	-2,510	137,354	128,993	137,787	135,504	132,053	132,072
2月	138,094	129,923	11,412	117,638	115,554	117,288	122,425	118,435	118,147
3月	138,199	127,291	10,938	122,396	117,979	118,182	120,693	120,075	117,706
4月	120,693	116,410	4,254	117,064	112,407	111,894	108,670	108,099	107,691
5月	120,348	114,958	5,490	117,666	107,464	111,119	108,810	108,714	108,228
6月	110,854	109,500	5,254	107,722	99,551	101,388	101,438	98,073	97,601
7月	117,568	110,720	6,845	114,291	104,046	105,655	108,271	104,859	102,405
8月	135,649	113,697	22,092	116,822	110,648	110,475	108,193	103,885	105,026
9月	127,040	110,494	16,576	114,716	108,582	106,823	104,345	100,942	102,165
10月		119,792		119,767	117,144	113,257	113,111	110,214	110,792
11月		123,090		121,856	117,585	118,428	114,654	115,476	113,833
12月		134,844		135,809	134,877	138,800	132,371	126,528	124,714
合計	1,147,835	1,445,000	80,351	1,438,806	1,372,846	1,381,098	1,382,482	1,340,433	1,338,441

※ 想定値はもし新型コロナが存在しなかった場合の想定値(2000年～2019年の10年間の死者数から算出される)
※ 月別の数値は概数と利用しているため、確定数とは異なる場合があります

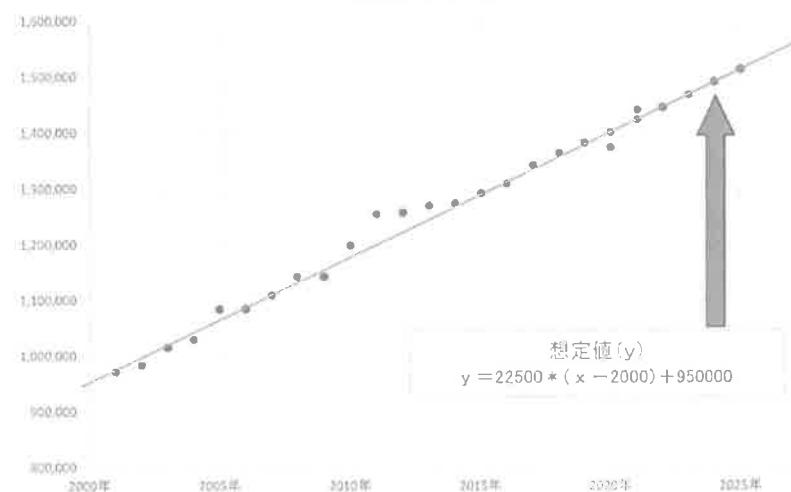


死者数

西暦=(x)	死者数(確定)	死者数(想定)=(y)
2000年	981,653	
2001年	970,331	
2002年	982,379	
2003年	1,014,951	
2004年	1,028,602	
2005年	1,083,796	
2006年	1,084,451	
2007年	1,108,334	
2008年	1,142,407	
2009年	1,141,865	
2010年	1,197,014	
2011年	1,253,088	
2012年	1,256,359	
2013年	1,268,438	
2014年	1,273,026	
2015年	1,290,510	
2016年	1,308,158	
2017年	1,340,567	
2018年	1,362,470	
2019年	1,381,093	
2020年	1,372,755	1,400,000
2021年	1,439,809	1,422,500
2022年		1,445,000
2023年		1,467,500
2024年		1,490,000
2025年		1,512,500

※ 2021年は概数値

年間死者数推移



【検証】厚労省データ 心筋炎リスク情報も不適合
～新型コロナワクチン未接種扱い問題だけじゃない！
2つの不適合データ問題を独自検証～
サンテレビニュース



全国有志医師の会、遺族会の緊急会見をW解説
【大石が深掘り解説】
CBC ニュース



4人の子どもと妻を残し…ワクチン接種の3日後に死亡
妻は「ワクチンしか考えられない」【大石が深掘り解説】
CBC ニュース



なぜ息子は死亡したのか？
ワクチン接種後の状況を両親が告白 【大石が深掘り解説】
CBC ニュース



全国有志医師の会 緊急記者会見 2022.11.23
有志 Youtuber



子どもが名古屋市役所で記者会見
給食で「黙食なくしたい」
中京テレビ NEWS

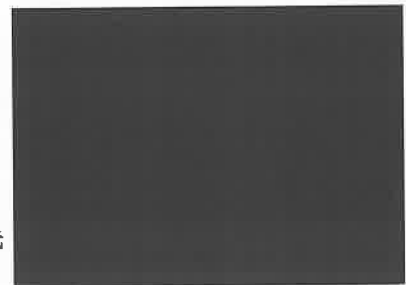


ワクチン後遺症の被害を防ぎたい
Twitter



令和4年12月20日
 瀬戸市教育委員会 殿

氏名
 代表
 住所
 連絡先



「オミクロン株対応ワクチン接種」促進に関するチラシについて
 教育機関からの配布中止を求める請願

1. 請願事項

教育機関から生徒・児童に対して「オミクロン株対応ワクチン」接種促進に関するチラシを配布することについて、中止を求めます。

2. 請願趣旨

瀬戸市内の中学校・高校から、生徒児童に対して「オミクロン株対応ワクチン接種」促進のチラシが配布されております。

「瀬戸市新型コロナウイルスワクチン接種本部」が作成した本チラシには、「もうすぐ受験シーズン」との文言があり、あたかもワクチン接種が受験に影響するかのような「不安感」を受験生に与えております。

さらに「ワクチンという選択肢、考えよう」と記しながらも、イラストの人物2名は接種箇所を指差しており、接種をしない選択を否定している印象を与えかねません。

従来、ワクチン接種に関しては、たとえいかなる種類のワクチンであっても、「自分自身のため」に「発生しうるリスク等に納得し、同意した上でなされるべきものである」とされて参りました。しかしながら、本チラシには「みんなのため」との文言があり、本来のワクチン接種の在り方から逸脱しております。

こうしたチラシが教育機関から配布されることにより、ただでさえ緊張感の高まる受験シーズンに、子どもたちの間で“接種の有無”による軋轢が生じる恐れがあることから、現在使用されているチラシの配布中止をお願い致します。

以上

3. 参考資料

現在配布されている「オミクロン株対応ワクチン接種」促進のチラシ



オミクロン株対応ワクチン
についてはこちらから



ご予約はこちらから



1月以降の接種体制など
詳細はこちらから



集団接種
会場は **12月末で終了します**

愛知環状鉄道 瀬戸市駅ビル1階	会	17時～21時
12/24(土)まで	土	16時～20時
瀬戸市役所1階	金・土	10時～17時

(保護者有志による反対の声)

瀬戸市内の中学生・高校生に 「オミクロン株対応ワクチン」接種促進のチラシを 配布しないでください

子どもたちへの遺伝子ワクチン接種の「促進」について、
より一層の慎重な対応を求めています

「瀬戸市新型コロナウイルス接種推進本部」より
瀬戸市内の中学生・高校生に、チラシが配布されています。



「もうすぐ受験シーズン。
自分のため、みんなのため。
ワクチン接種という選択肢、考えよう。」



今の中学3年生、高校3年生は、コロナ禍の中で入学し
貴重な学校生活のすべてを「感染症対策」と共に過ごしてきました

「受験シーズン」を名目にして、こうしたチラシ配布によって
受験生、保護者の不安をさらに煽ることを、やめてください。

子どもたちへの遺伝子ワクチン接種を慎重に考える保護者有志の会
＜愛知県瀬戸市＞

kodomosukoyakaseto@gmail.com



5 年第 1 号議案

瀬戸市教育委員会の事務に属する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正について

瀬戸市教育委員会の事務に属する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和 5 年 1 月 1 2 日提出

瀬戸市教育委員会
教育長 加藤 正彦

瀬戸市教育委員会の事務に属する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市教育委員会の事務に属する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 1 9 年瀬戸市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前									
別表		別表									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>条例等の名称</th> <th>該当条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>瀬戸市情報公開条例（平成 1 2 年瀬戸市条例第 5 号）</td> <td>第 6 条第 1 項</td> </tr> </tbody> </table>	条例等の名称	該当条項	瀬戸市情報公開条例（平成 1 2 年瀬戸市条例第 5 号）	第 6 条第 1 項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条例等の名称</th> <th>該当条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>瀬戸市情報公開条例（平成 1 2 年瀬戸市条例第 5 号）</td> <td>第 6 条第 1 項</td> </tr> <tr> <td>瀬戸市個人情報保護条例（平成 5 年</td> <td>第 1 6 条第 1 項、第 2 9 条第</td> </tr> </tbody> </table>	条例等の名称	該当条項	瀬戸市情報公開条例（平成 1 2 年瀬戸市条例第 5 号）	第 6 条第 1 項	瀬戸市個人情報保護条例（平成 5 年	第 1 6 条第 1 項、第 2 9 条第
条例等の名称	該当条項										
瀬戸市情報公開条例（平成 1 2 年瀬戸市条例第 5 号）	第 6 条第 1 項										
条例等の名称	該当条項										
瀬戸市情報公開条例（平成 1 2 年瀬戸市条例第 5 号）	第 6 条第 1 項										
瀬戸市個人情報保護条例（平成 5 年	第 1 6 条第 1 項、第 2 9 条第										

		瀬戸市条例第25 号)	1項及び第36 条第1項
--	--	----------------	-----------------

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前に行われた改正前の別表に規定する申請等に係る手続等については、なお従前の例による。

(理 由)

「個人情報の保護に関する法律」が改正され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、「瀬戸市個人情報保護条例」が同日付けにて廃止される。また、「瀬戸市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」第3条で定める条例等に法令を含むことができないことから、現行の「瀬戸市教育委員会の事務に属する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」の別表の規定に同法に関する規定を設けることができないため、「瀬戸市教育委員会の事務に属する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」を一部改正するため必要があるからである。

5 年第 2 号議案

瀬戸市教育委員会の保有する個人情報の開示等に関する規則の廃止について

瀬戸市教育委員会の保有する個人情報の開示等に関する規則を廃止する規則を次のように定めるものとする。

令和 5 年 1 月 1 2 日提出

瀬戸市教育委員会
教育長 加藤 正彦

瀬戸市教育委員会の保有する個人情報の開示等に関する規則を廃止する規則

瀬戸市教育委員会の保有する個人情報の開示等に関する規則（平成 6 年瀬戸市教育委員会規則第 1 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前に行われた開示等の請求に係る手続等については、なお従前の例による。

（理 由）

個人情報保護に関する共通ルールを定めることを目的に、「個人情報の保護に関する法律」が改正され、令和 5 年 4 月 1 日から施行される予定である。これにより、「瀬戸市個人情報保護法施行条例」及び「瀬戸市個人情報保護法施行条例施行規則」が制定されることに伴い、議会を除く市長以

外の実施機関についても同法、同条例及び同規則を適用することとなるため、「瀬戸市教育委員会の保有する個人情報の開示等に関する規則」を廃止するため必要があるからである。

5 年第 3 号議案

令和 5 年度全国学力・学習状況調査の参加について

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、令和 5 年度全国学力・学習状況調査が実施されるが、本市における今後の教育指導の充実や学習状況の改善に役立てるため、調査の趣旨に基づき、全小中学校が参加することとする。

令和 5 年 1 月 1 2 日提出

瀬戸市教育委員会

教育長 加藤 正彦

(理 由)

この案を提出するのは、令和 5 年度全国学力・学習状況調査に参加するに当たり、教育委員会の議決を求めるため必要があるからである。



4 文科教第 1 2 0 4 号
令和 4 年 1 2 月 7 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 知 事
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項 殿
の認定を受けた地方公共団体の長
附属学校を置く各国立大学法人の長
附属学校を置く各公立大学法人の理事長

文部科学事務次官
柳 孝

令和 5 年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）

文部科学省において、令和 5 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（以下「実施要領」という。）を別紙のとおり決定しましたので通知します。

実施要領においては、令和 4 年度の調査に関する実施要領から、以下の点について規定するなどの変更をしております。

- ・教科に関する調査について、国語、算数・数学に加えて中学校調査において英語を実施すること
- ・中学校英語「話すこと」調査及び一部の学校における児童生徒質問紙調査について、端末を活用したオンライン方式により実施すること

調査結果を十分に活用し、調査の目的を達成するため、

- ・各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて計画的に取り組むこと
- ・各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること

が重要です。

各設置管理者等におかれては、全国学力・学習状況調査の実施及び調査結果の管理・公表等について、法令及び実施要領等に基づき、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

については、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び調査に関係する所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては調査に関係する所管の学校に対して、都道府県知事におかれては調査に関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては調査に関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、国立大学法人の長及び公立大学法人理事長におかれては調査に関係する附属学校に対して、速やかに御周知いただくとともに、本実施要領を踏まえて、調査を円滑かつ確実に実施するため、特段の御理解と御協力をお願いします。



<本件担当>

文部科学省総合教育政策局調査企画課学力調査室

電話：03-5253-4111（内線 3726）

令和5年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

令和4年12月7日
文部科学省

1. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

2. 調査の名称

令和5年度全国学力・学習状況調査

3. 調査の対象

(1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。なお、公立学校には公立大学法人が設置する学校（以下「公立大学附属学校」という。）を含むものとする。

ア 小学校調査

小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、中等教育学校前期課程第3学年、特別支援学校中学部第3学年

(2) 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する児童生徒は、調査の対象としないことを原則とする。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒

(3) 右耳・左耳それぞれの平均聴力レベルが60デシベル以上の生徒は、中学校の教科に関する調査の英語のうち「聞くこと」及び「話すこと」に関する調査の対象としないこととすることができる。

4. 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は、国語及び算数とし、中学校調査は、国語、数学及び英語とする。

(イ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

- ① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等
- ② 知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等

(ウ) 調査問題では、上記①と②を一体的に問うこととする。出題形式については、国語及び算数・数学においては、記述式の問題を一定割合で導入する。英語においては、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」及び「書くこと」に関する問題を出題し、記述式の問題を一定割合で導入するとともに、「話すこと」に関する問題の解答は、原則として口述式によるものとする。

イ 質問紙調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査（以下、児童を対象とする場合は「児童質問紙調査」、生徒を対象とする場合は「生徒質問紙調査」、児童及び生徒を対象とする場合は「児童生徒質問紙調査」という。）を実施する。

(2) 学校質問紙調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問紙調査（以下「学校質問紙調査」という。）を実施する。

5. 調査実施日等

(1) 児童生徒に対する調査（調査の時間割モデルは別紙1）

調査の実施日は、令和5年4月18日火曜日（以下「調査日」という。）とする。

ア 小学校調査

(ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語及び算数それぞれ45分とする。

(イ) 児童質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

イ 中学校調査

(ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語、数学及び英語それぞれ50分とする。なお、英語の調査時間は「聞くこと」、「読むこと」及び「書くこと」に関する問題は45分とし、「話すこと」に関する問題は5分（準備や移動に要する時間を合わせて15分）程度とする。

(イ) 国語、数学及び英語（うち「聞くこと」、「読むこと」及び「書くこと」）については調査日に実施する。英語「話すこと」については、調査日には文部科学省が指定する一部の中学校（500校程度。以下「当日実施校」という。）で実施する。その他の中学校（以下「期間内実施校」という。）については、令和5年4月19日水曜日から同年5月26日金曜日までの間で、各学校の希望する日にちを踏まえて調整を行い、学校ごとに文部科学省が指定する日に適切に分散して実施する。

(ウ) 生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

(2) 学校質問紙調査

令和5年4月に実施する。

- (3) 調査実施に関するスケジュール
別紙2のとおりとする。

6. 調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする（調査の実施系統図は別紙3・別紙4）。

- (1) 調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等（以下「参加主体」という。）の協力を得て実施する。
- (2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。
- (4) 市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。

7. 中学校の英語のうち、「話すこと」に関する調査の実施にかかる特例的な措置

英語「話すこと」に関する調査は、ICT端末を活用し、文部科学省CBTシステム（MEXCBT：メクビット）を用いたオンラインの音声録音方式で実施するものであり、各学校のICT環境が様々であることから、令和5年度については、特例的な措置として、以下のとおり取り扱うこととする。

- (1) 英語に関する調査の結果については、「聞くこと」、「読むこと」、「書くこと」の合計を集計する。また、「話すこと」に関する調査の結果については、当日実施校の結果から推定される全国値のみを公表することとし、都道府県別、指定都市別の公表は行わない。
- (2) 期間内実施校の英語「話すこと」に関する調査の結果については、参考値として当該学校とその設置管理者、所管する都道府県教育委員会に提供することとし、公表は行わない。
- (3) やむを得ず、ICT端末を活用した調査の実施が困難な学校については、設置管理者の判断により学校単位で英語「話すこと」に関する調査を実施しないこととすることができる。その場合においても、「話すこと」に関する調査及び調査結果を活用した教育指導等の改善が行えるよう、期間内実施校の調査実施後速やかに、調査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を公表する。

8. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会及び学校に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

(1) 調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等を示す。

ア 教科に関する調査の結果として、

(ア) 国語、算数・数学及び英語（「聞くこと」、「読むこと」及び「書くこと」に関する問題の合計とする。）のそれぞれの教科（以下「各教科」という。）にかかる問題の全体の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等。なお、英語「話すこと」に関する調査の結果については、7.（2）に記載のとおり別途取り扱うこととする。

(イ) 以下をそれぞれ単位とした各教科の平均正答数等の分布等が分かるグラフ

① 都道府県教育委員会

② 都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）

③ 指定都市教育委員会

④ 教育委員会

⑤ 学校

⑥ 児童生徒

(ウ) 各教科の設問ごとの正答率等

(エ) 各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合

イ 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の結果として、

(ア) 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況

(イ) 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析

ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

(2) 文部科学省による調査結果の公表

文部科学省は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する（文部科学省における調査結果の公表の体系は別紙5）。

ア 以下の（ア）から（オ）までの区分に応じ、上記（1）ア及びイで示した結果

（ア）国全体（国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況）

（イ）都道府県ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

（ウ）都道府県（指定都市を除く。）ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

(エ) 指定都市ごと（指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

(オ) 地域の規模等に応じたまとまりごと（「大都市」（指定都市及び東京23区）、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

イ 教科に関する調査の解答状況及び質問紙調査の回答状況（一般に公開された場合に、個人、学校、設置管理者等が特定されることのないよう、データの匿名化処理（必要に応じて疑似データ化等の処理を含む。）を行ったもの）

ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

(3) 調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、以下のとおりとする。なお、英語「話すこと」に関する調査の結果のうち期間内実施校の結果が含まれるものについては参考値として提供する。

ア 文部科学省は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会及び学校に対して、以下の調査結果を提供する。

(ア) 都道府県教育委員会

① 当該都道府県教育委員会が設置管理する各学校の状況

② 当該都道府県教育委員会における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

③ 当該都道府県教育委員会（指定都市を除く。）における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

④ 域内の各市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

⑤ 域内の市町村教育委員会が設置管理する各学校全体の状況

(イ) 市町村教育委員会

① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

② 当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

(ウ) 学校

① 当該学校全体の状況

② 各学級の状況

③ 各児童生徒の状況

④ 各児童生徒に関する個人票

(エ) その他、調査の目的の達成に資する調査結果

イ 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

(4) 調査結果の活用

ア 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

(ア) 各教育委員会及び学校等においては、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

(イ) 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて取り組むこと。

(ウ) 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。

(エ) 文部科学省は、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各教育委員会及び学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。

イ 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、調査結果を活用した以下のような取組を進めることができる。

(ア) 文部科学省は、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データ(児童生徒の解答用紙番号ごとに、各教科の解答状況及び児童生徒質問紙調査の回答状況等を一覧にしたもの並びに学校コードごとに、各教科の平均正答数等、児童生徒質問紙調査の回答割合及び学校質問紙調査の回答状況等を一覧にしたもの)を大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。

(イ) 各学校においては、各学校の設置管理者の判断の上、以下のいずれかの方法により、小学校調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができる。

① 児童の保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じた上で、児童が進学する学校に小学校調査の結果を送付すること

② その他各学校の設置管理者の判断による適切な方法

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手續等は、以下のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

(ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況については、市町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は

当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表（市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。）を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名又は学校名が明らかとならない方法（例えば、教育事務所単位の状況の公表等）で、（エ）に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

（イ）市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。

② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

（ウ）学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。

（エ）調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。

② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。

③ （ア）①又は（イ）②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は（ア）②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率等の数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等は行わないこと。

④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育

- 活動の一側面であることなどを明示すること。
- ⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。
 - ⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。
- (オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。
- イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い
- (ア) 文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。
 - (イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、(ア)を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特にア(エ)を十分踏まえ、適切に対応する必要がある。

9. 調査実施に当たっての相談体制

- (1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。
- (2) 文部科学省は、調査実施に当たっての市町村教育委員会及び学校等からの問合せや調査問題の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

10. 留意事項

- (1) 各教育委員会及び学校等における調査の実施及び調査結果の活用等
 - ア 調査の目的に鑑み、各教育委員会及び学校等においては、調査結果を直接又は間接に入学者選抜に関して用いることはできないこととする。
 - イ 各教育委員会及び学校等においては、調査を実施するとともに、調査結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。
 - (ア) 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者等を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。
 - (イ) 各学校においては、調査責任者及び担当者等を指名し、適切に実施体制を整備すること。
 - (ウ) 教育委員会及び学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒及び保護者等の関係者に周知すること。
 - (エ) 各教育委員会及び学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密について

は、その保持を徹底すること。

(オ) 各教育委員会及び学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。

(カ) 各教育委員会及び学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受けることを希望する関係機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、当該機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。

(キ) 各教育委員会及び学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。

(2) 個人情報の保護

ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する解答用紙等について、児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。

イ 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、個々の児童生徒を識別することを目的として、各設置管理者及び各学校等に対して、氏名を取得しない形式での実施方法(匿名加工)に関する情報その他の情報を取得し、調査結果等と照合しないこととする。

ウ 各教育委員会及び学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、個人情報保護法(平成15年法律第57号)や個人情報保護法に関する条例等に基づき、適切に取り扱うこと。

(3) 調査日程の変更等

調査の実施日に、特定の学校において調査を実施できないやむを得ない事情がある場合は、教育委員会及び学校等の判断により、当該学校における調査実施日を後日に変更すること、または実施しないこととすることができる。なお、調査実施日を後日に変更する場合、全体の集計からは除外することとするが、文部科学省は、調査日の翌19日水曜日以降4月28日金曜日まで(英語「話すこと」に関する調査については5月26日金曜日まで)に実施された調査については、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

(4) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、教育委員会及び学校の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

(ア) 小学校調査

国語及び算数：それぞれ1単位時間相当

(イ) 中学校調査

① 国語及び数学：それぞれ1単位時間相当

② 外国語：1.3単位時間相当

イ 児童生徒質問紙調査については、特別活動(学級活動)の一部として取り扱うことを可能とする。

(5) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、代筆解答用紙の使用、別室の設定などの配慮を可能とする。

(6) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、原則として、他の児童生徒と同様の授業を受けている児童生徒について、調査の対象とする。ただし、例えば、国語、算数・数学又は英語の時間に取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。なお、調査を行うに当たっては、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を可能とする。

(7) 児童生徒質問紙調査におけるICT端末を活用したオンラインによる回答

児童生徒質問紙調査について、一部の学校で、児童生徒の活用するICT端末等を用いたオンラインによる回答方式で実施する。当該学校において、教科に関する調査を調査日に実施し、本方式で4月10日月曜日以降5月16日火曜日までに実施された児童生徒質問紙調査は、全体の集計に含めるものとする。

(8) 調査問題等の公表

文部科学省は、調査の実施後、調査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を公表する。ただし、中学校英語「話すこと」については、期間内実施校の調査期間の最終日である5月26日金曜日までは調査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を公表しない。

(9) 調査マニュアルの作成・配布

調査の具体的な実施方法等については、令和5年2月下旬から3月上旬頃に作成・配布する予定の調査マニュアルで示す。

調査の実施に関する時間割モデル

1. 調査実施日

令和5年4月18日(火)。ただし、英語「話すこと」に関する調査の期間内実施校については、4月19日(水)から5月26日(金)までの間で文部科学省が指定した日に実施する。

2. 時間割モデル

◆小学校

1時限目	2時限目	
国語 (45分)	算数 (45分)	児童質問紙 (20～40分程度)

※児童質問紙調査は、2時限目終了後に、各学校の状況に応じて、柔軟に実施可能。

◆中学校

<英語「話すこと」に関する調査の当日実施校の場合>

	1時限目	2時限目	3時限目	4時限目	5時限目
調査日	国語 (50分)	数学 (50分)	英語 「聞くこと」・ 「読むこと」・ 「書くこと」 (45分)	生徒質問紙 (20～45分程度)	英語 「話すこと」

<英語「話すこと」に関する調査の期間内実施校の場合>

	1時限目	2時限目	3時限目	
調査日	国語 (50分)	数学 (50分)	英語 「聞くこと」・ 「読むこと」・ 「書くこと」 (45分)	生徒質問紙 (20～45分程度)

※生徒質問紙調査は、3時限目終了後に、各学校の状況に応じて、柔軟に実施可能。

文科省 指定日	英語 「話すこと」
------------	--------------

<補足>

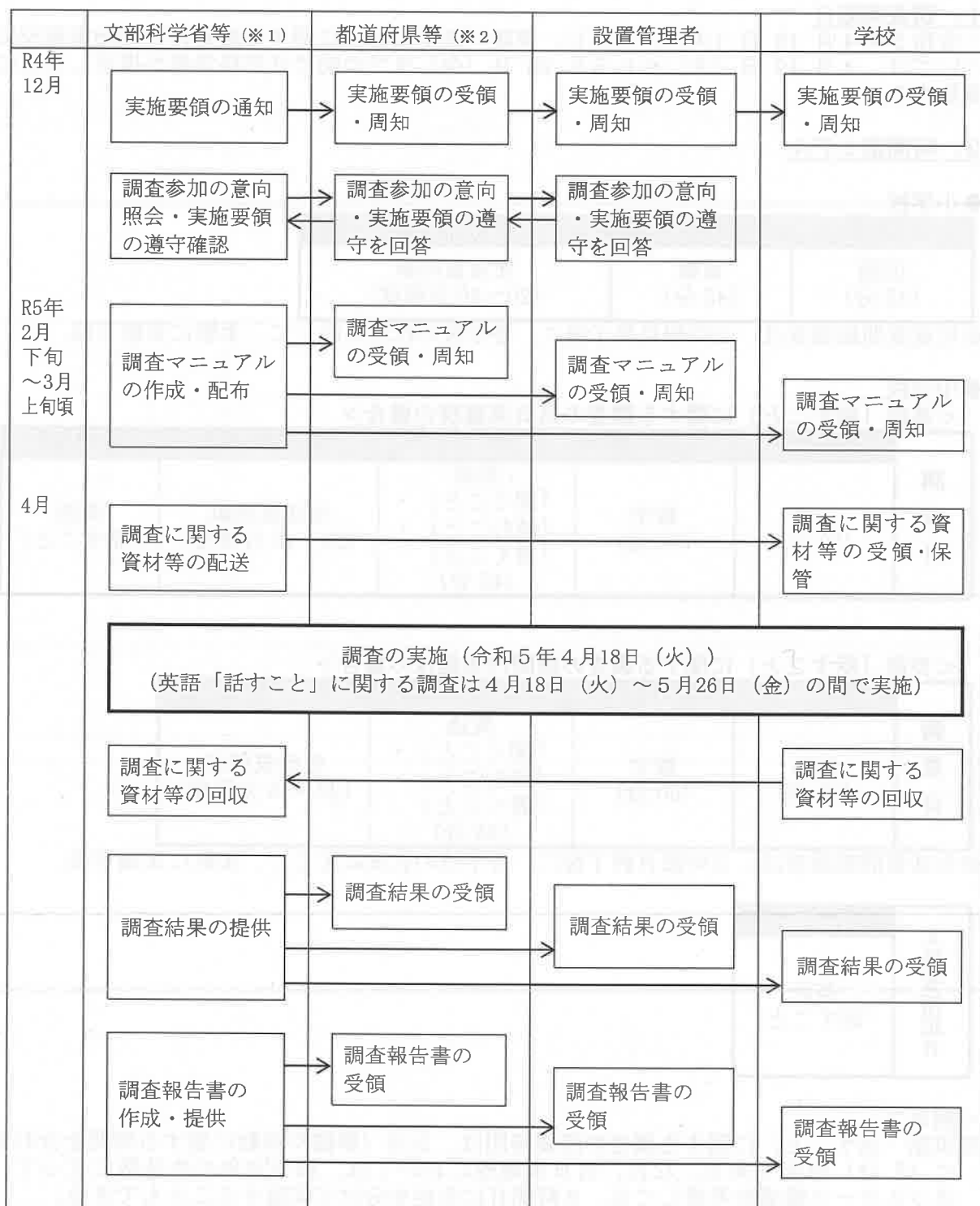
※英語「話すこと」に関する調査の所要時間は、5分(準備や移動に要する時間を合わせて15分)程度である。なお、当日実施校においては、調査対象の生徒数によって、ネットワーク環境を考慮して5、6時間目に生徒を分けて実施することもできる。

※紙面で実施する調査の後日実施は、4月19日(水)から4月28日(金)まで可能である。

※児童生徒質問紙調査については、一部の学校で、児童生徒が活用するICT端末等を用いて実施する(実施期間は4月10日(月)～5月16日(火))。

※各教科に関する調査の解答時間終了直後に、調査問題に関する質問項目(2問程度)も回答することとする。

調査の実施に関するスケジュール (予定)

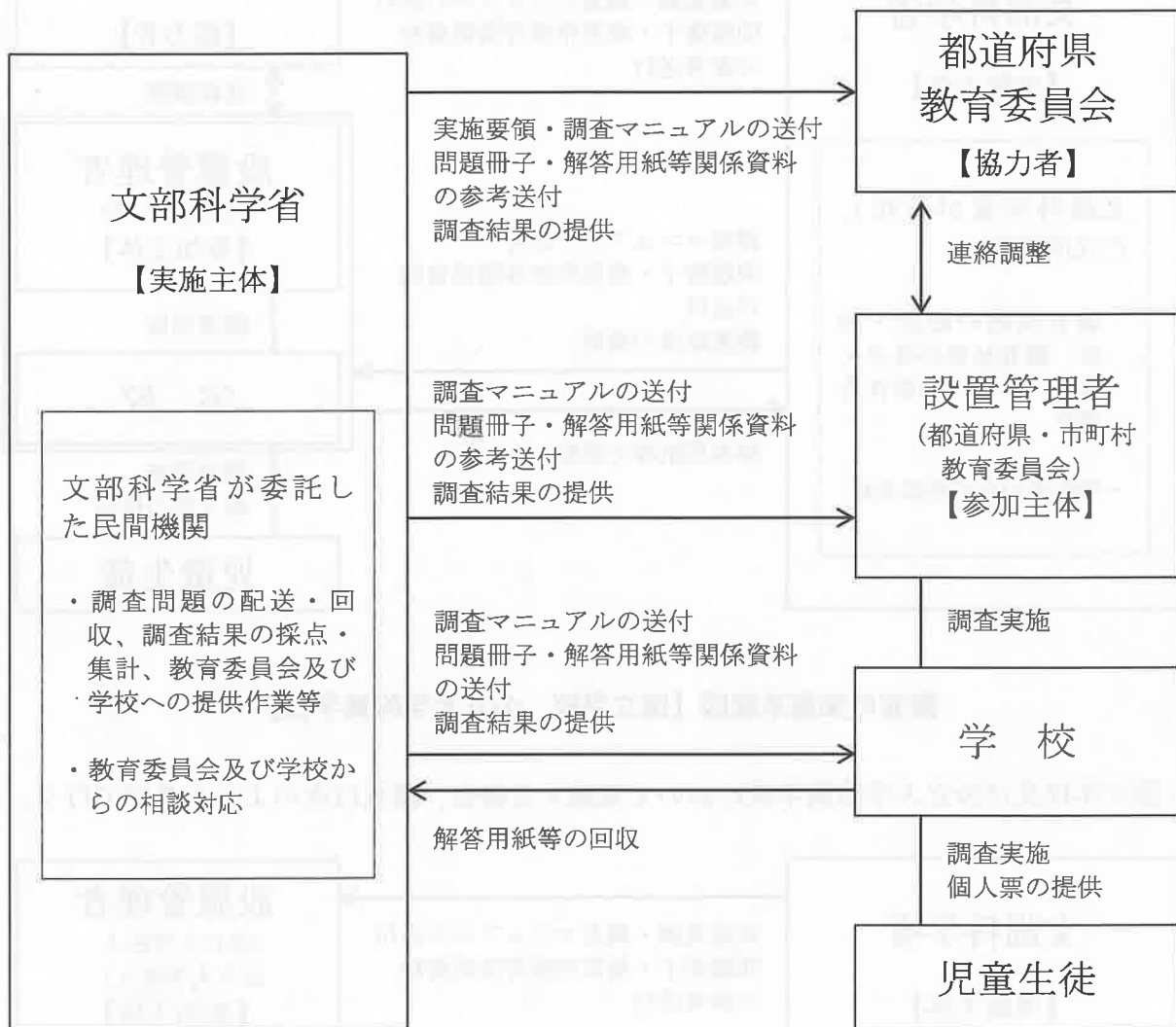


※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である指定都市教育委員会、国立大学法人及び公立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」等は、文部科学省から直接行う。

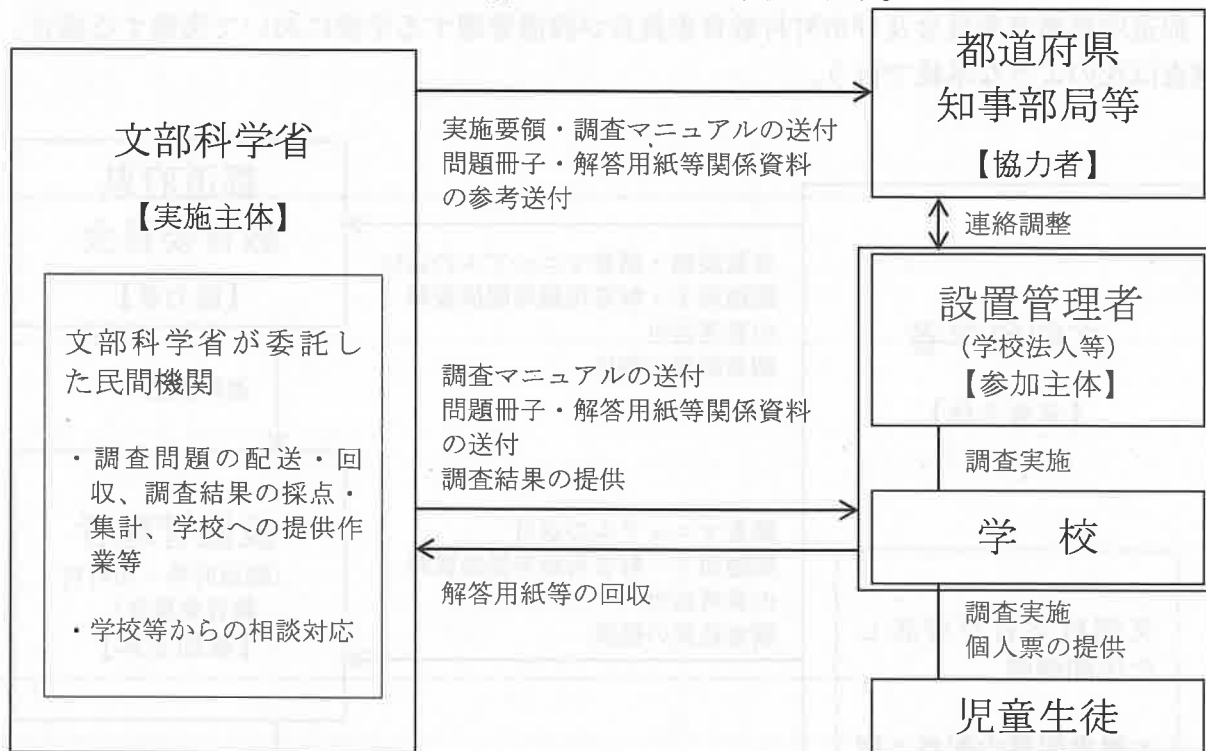
調査の実施系統図【都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



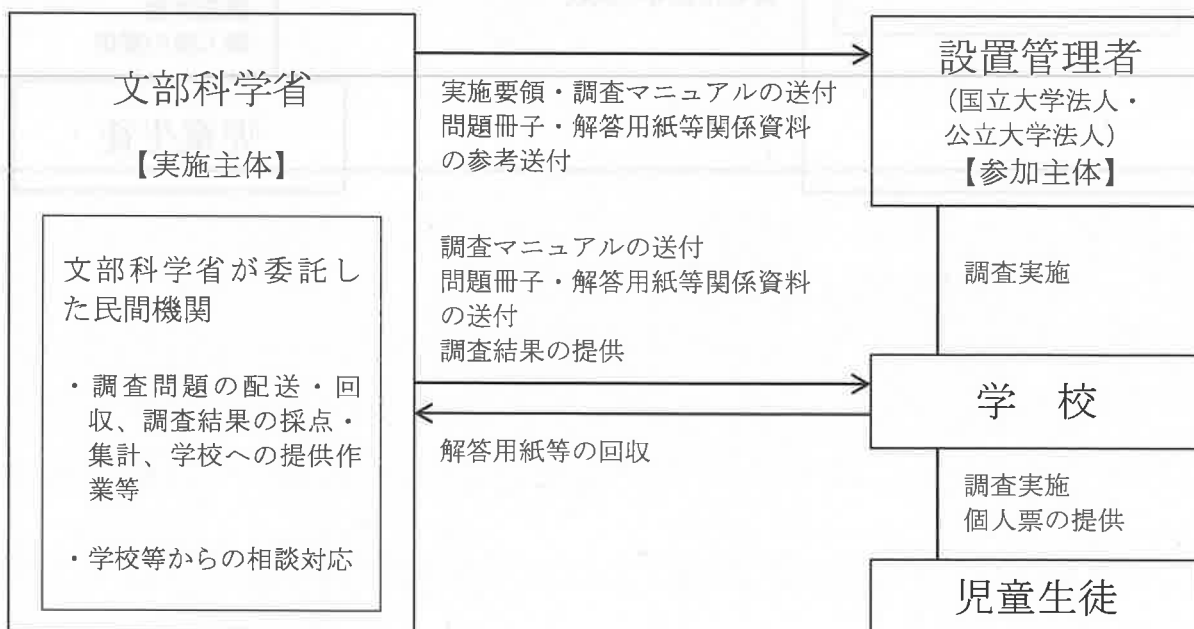
調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



調査の実施系統図【国立学校、公立大学附属学校】

国立学校及び公立大学附属学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



文部科学省における調査結果の公表の体系

実施要領の記載		公表の区分※3					
		8.(2)ア(ア) 国全体 (国・公・私立学 校全体の状況 又は国・公・私 立学校別の状 況)	8.(2)ア(イ) 都道府県ご と (都道府県教育 委員会及び市 町村教育委員 会が設置管理 する学校全体 の状況)	8.(2)ア(ウ) 都道府県 (指定都市 を除く。)ご と (都道府県教育 委員会及び市 町村教育委員 会が設置管理 する学校全体 の状況)	8.(2)ア(エ) 指定都市ご と (指定都市教育 委員会が設置 管理する学校 全体の状況)	8.(2)ア(オ) 地域の規模 等に応じた まとまりごと (市町村教育委 員会が設置管 理する学校全 体の状況)※1	
調査結果の内容	8.(1)ア(ア) ・各教科の平均正答数、平均正 答率、中央値、標準偏差等	○	○	○	○	○	
	8.(1)ア(イ) ・右の欄のそ れぞれを単 位とした平均 正答数等の 分布等が分 かるグラフ	①都道府県教育 委員会	○	-	-	-	-
		②都道府県教育 委員会(指定 都市を除く。)	○	-	-	-	-
		③指定都市教育 委員会	○	-	-	-	-
		④教育委員会	○	-	-	-	-
		⑤学校	○	-	-	-	-
		⑥児童生徒	○	○	○	○	○
8.(1)ア(ウ)及び(エ) ・各教科の設問ごとの正答率等 ・各教科の設問ごとの解答類型 別児童生徒数の割合	○	○	○	○	-		
8.(1)イ(ア) ・児童生徒質問紙調査及び学校 質問紙調査の回答状況	○	○	○	○	○		
8.(1)イ(イ) ・児童生徒質問紙調査及び学校 質問紙調査の回答状況と教科 に関する調査の正答率等との相 関関係の分析	○	△ ※2	△ ※2	△ ※2	-		

※1 地域の規模等に応じたまとまり(「大都市」(指定都市及び東京23区)、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分)における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

※2 都道府県ごと、都道府県(指定都市を除く。)ごと、指定都市ごとの児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析については、必要に応じて文部科学省において公表することがある。

※3 中学校の英語のうち、「話すこと」に関する調査の結果については、当日実施校の結果から推定される全国値のみを公表する。

令和5年2月 定例教育委員会日程表

月日	曜日	件 名			
2/1	水				
2	木				
3	金				
4	土				
5	日				
6	月				
7	火				
8	水				
9	木	定例教育委員会事前打合せ 定例教育委員会	瀬戸市役所 3階 301会議室 瀬戸市役所 4階 庁議室	午後1時30分～ 午後2時00分～	全委員
10	金				
11	土				
12	日				
13	月				
14	火				
15	水				
16	木				
17	金				
18	土				
19	日				
20	月				
21	火				
22	水				
23	木				
24	金				
25	土				
26	日				
27	月				
28	火				

3月8日(水) 愛日地方事務協議会

尾張旭市役所

午後2時00分～

教育長
教育長職務代理者

3月9日(木) 定例教育委員会事前打合せ
定例教育委員会

瀬戸市役所 3階 301会議室
瀬戸市役所 4階 庁議室

午後1時30分～
午後2時00分～

全委員



第二回 瀬戸SOLAN小学校 研究発表会



研究主題

「習得—活用—探究の3つの学びが相互に作用する授業の創造
～学習環境デザインの視点から～

開催日：2023年1月28日（土）

会場：瀬戸SOLAN小学校
愛知県瀬戸市道泉町76-1

後援：愛知県教育委員会（申請中）
名古屋市教育委員会（申請中）
瀬戸市教育委員会（申請中）

参加費：5,000円（昼食代含む）

申込み：ホームページより

締切り：2023年1月9日（月）



<https://seto-solan.ed.jp>

※定員150名を超えた場合、申込締め切り以前であっても、受付を終了いたします。
※新型コロナウイルスの再流行の場合は、オンライン開催とする場合があります。



研究会スケジュール

8:30- 受付
9:10-10:50 公開授業
11:00-11:20 全体会
11:30-12:30 分科会
12:30-13:20 昼食
13:20-15:20 パネル ディスカッション
15:20-15:30 閉会行事

公開授業 (9:10-10:50)			
年	種別	教科	授業者
1	習得①	考える技	長谷川 智哉
	習得②	英語	Michael Cafuta
	活用③	国語	長谷川 智哉
2	習得①	書くスキル	三宅 貴久子
	探究⑤	探究 (4年と合同)	三宅 貴久子
3	活用④	プロジェクト	前川 幸範
4	習得①	情報	荒谷 達彦
	探究⑤	探究 (2年と合同)	三宅 貴久子

分科会 (11:30-12:30)	
分科会名	テーマ
習得・活用	習得した知識・技能を意識的に活用させる 教師の手立て
探究	児童が個人探究に取り組むための 教師の手立て

パネルディスカッション (13:20-15:20)

テーマ : 子どもの主体的・創造的な学びを創る学習環境デザイン (仮)

パネリスト :



稲垣忠
(東北学院大学教授)



泰山裕
(鳴門教育大学准教授)

混声合唱団

アーチ・ヴォイス 長久手

2nd Concert

2020年 5月 31日(日)

開場 13:30
開演 14:00

尾張旭市文化会館ホール

- 尾張旭市東大道町山の内2410-11
- 名鉄瀬戸線「尾張旭駅」より南へ徒歩8分
- 駐車台数に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください

指揮/西畑佳澄

ピアノ/山田晶子・定免唯奈 テノール/遠山貴之 ヴァイオリン/波馬朝光

【PROGRAM】

- ◆オープニング 『魔女の宅急便』より「めぐる季節」
- ◆童謡 「シャボン玉」「あの町 この町」「揺籃(ゆりかご)のうた」
- ◆世界の名曲 「流浪の民」「歌の翼に」「愛の夢」
- ◆ベートーヴェン生誕250周年に寄せて ～帰ってきたベートーヴェン～《北方寛文 委嘱作品》

チケット料金 500円 (全自由席)

チケットは 団員よりお求めいただくか 下記にてお申込み下さい

●arch.v.n2017@gmail.com

●後藤 (090-5626-7534)

たいへん恐縮ですが、花束等の差し入れは辞退させていただきます。ご了承ください。

【主催】混声合唱団 アーチ・ヴォイス長久手 <https://archvoice2017.amebaownd.com/>

【後援】長久手市・長久手市教育委員会・瀬戸市・瀬戸市教育委員会

【推薦】尾張旭市・尾張旭市教育委員会

【お問い合わせ】後藤(090-5626-7534) arch.v.n2017@gmail.com

※ 前回開催案内

年 夏 心 換 び

第4回 飛墨会書展
学童書展
新春書初め展
↑↑ 開催

新型コロナウイルス拡大により昨秋に予定していましたが飛墨会書展が延期となり、
新春の書き初め展と併催の形で開催いたします。宜しくお願ひします。

と き 2月11日(金)～13日(日)・

11日は午前11時30分～午後6時・ 12日は午前10時～午後6時

ところ 瀬戸市文化センター3階 13日は午前10時～午後3時

TEL 0561・84・1811

(※緊急事態宣言などに伴い会館閉鎖の場合は延期予定・施設にお問ひ合わせ

下さい) 主催 飛墨会 事務局 0561・82・4550

保護者
対象

子どもの 潜在能力

を引き出す脳科学講座

子どもの未来を守る為の基礎知識

★ 主な講座内容

1 子育てに存在するタイムリミット、
子どもが小学生のうちに
親が取り組まなければならない
最も重要なこと

2 この認識を誤ると
将来生きていくのが困難になる。
AI時代に必要な力とは

3 行動や考え方を
変えさせようとしてもうまくいかない
本当の理由

4 脳科学に基づいた
子どもの能力を伸ばす
褒め方、叱り方

5 **今日から出来る!**
脳科学からのアプローチ

この講座でお伝えする
心理学と脳科学のポイントを
知っているかどうかで
お子さまの未来は大きく変わります。

主催：日本リーダー育成推進協会 後援：教育委員会

オンライン 脳科学講座

(オンライン開催)

参加費
無料

各日定員あり



「満足度98.6%」

脳科学講座の詳細は、裏面をご覧ください

【全国の御提携している教育委員会】 <北海道>札幌市教育委員会/小樽市教育委員会/石狩市教育委員会/江別市教育委員会/北広島市教育委員会/恵庭市教育委員会/千歳市教育委員会/苫小牧市教育委員会/帯広市教育委員会/旭川市教育委員会/函館市教育委員会 <青森県>八戸市教育委員会/弘前市教育委員会 <岩手県>盛岡市教育委員会 <秋田県>秋田市教育委員会 <宮城県>仙台市教育委員会/多賀城市教育委員会/塩竈市教育委員会/名取市教育委員会/岩沼市教育委員会/石巻市教育委員会 <東松島市教育委員会/大崎市教育委員会 <山形県>山形市教育委員会 <福島県>福島市教育委員会/いわき市教育委員会 <栃木県>栃木市教育委員会/宇都宮市教育委員会 <群馬県>沼川市教育委員会/碓氷市教育委員会/高崎市教育委員会 <埼玉県>川口市教育委員会 <東京都>江東区教育委員会/多摩市教育委員会/昭島市教育委員会/立川市教育委員会/八王子市教育委員会/日野市教育委員会/東大和市教育委員会/武蔵村山市教育委員会/羽村市教育委員会/福城市教育委員会/栗村市教育委員会 <千葉県>千葉市教育委員会/袖ヶ浦市教育委員会/木更津市教育委員会/君津市教育委員会/船橋市教育委員会/市川市教育委員会/松戸市教育委員会/習志野市教育委員会/我孫子市教育委員会/成田市教育委員会/印西市教育委員会/高津市教育委員会 <神奈川県>横浜南教育委員会/逗子市教育委員会/伊勢原市教育委員会/平塚市教育委員会/厚木市教育委員会 <静岡県>沼津市教育委員会 <長野県>長野市教育委員会/松本市教育委員会 <岐阜県>岐阜市教育委員会 <愛知県>西尾市教育委員会/新城市教育委員会/知立市教育委員会/豊明市教育委員会/みよし市教育委員会/長久手市教育委員会/瀬戸市教育委員会/春日井市教育委員会/小牧市教育委員会/知多市教育委員会/大山市教育委員会 <滋賀県>大津市教育委員会/草津市教育委員会/彦根市教育委員会/近江八幡市教育委員会/栗東市教育委員会/高島市教育委員会/東近江市教育委員会 <京都府>京都市教育委員会/京都市教育委員会/向日市教育委員会/八幡市教育委員会/京田辺市教育委員会 <大阪府>堺市教育委員会/河内長野市教育委員会/高石市教育委員会/泉大津市教育委員会/和泉市教育委員会/東大阪市教育委員会/茨木市教育委員会/高槻市教育委員会/高砂市教育委員会/堺市教育委員会/豊中市教育委員会/府本町教育委員会 <奈良県>大和郡山市教育委員会/香芝市教育委員会 <兵庫県>尼崎市教育委員会/芦屋市教育委員会/西宮市教育委員会/宝塚市教育委員会/明石市教育委員会/高砂市教育委員会/姫路市教育委員会/赤穂市教育委員会/豊岡市教育委員会 <岡山県>瀬戸内市教育委員会 <広島県>広島市教育委員会/廿日市市教育委員会/呉市教育委員会/福山市教育委員会 <徳川県>高松市教育委員会 <高知県>高知市教育委員会 <福岡県>北九州市教育委員会/行橋市教育委員会/中郷市教育委員会/直方市教育委員会/福岡市教育委員会/福津市教育委員会/春日市教育委員会/大牟田市教育委員会/筑紫野市教育委員会/糸島市教育委員会/久留米市教育委員会/藤原市教育委員会/大牟田市教育委員会/宗像市教育委員会/柳川市教育委員会 <佐賀県>佐賀市教育委員会/唐津市教育委員会 <熊本県>熊本市教育委員会/宇土市教育委員会/八代市教育委員会/荒尾市教育委員会 <長崎県>長崎市教育委員会/佐世保市教育委員会 <大分県>大分市教育委員会 <宮城県>宮崎市教育委員会 <鹿児島県>鹿児島市教育委員会/姶良市教育委員会/日置市教育委員会/いちき串木野市教育委員会 <沖縄県>那覇市教育委員会

お子さまの教育に少しでも心配、不安を感じたことのある保護者の方へ

脳科学・心理学の専門家を講師に招き、学習能力、理解力、思考力、コミュニケーション力、人間関係づくり、リーダーシップなど子どもの潜在能力を引き出す実践的な方法を学びます。

今日からできる、今日から子どもの意識・行動がみるみる変わる具体的な方法の数々。これを知っているかどうかで、お子さまの未来は大きく変わります。

講師

井上 顕滋 氏



- ・非常利型一般財団法人 日本リーダー育成推進協会 代表理事
- ・Five Keys 代表
- ・リザルトデザイン株式会社 代表取締役
- ・エグゼクティブコーチ
- ・コアビリーフセラピスト

プロフィール

経営者として29年、人材育成コンサルタントとして17年、自社およびクライアント企業の経営者や社員の育成に従事。子どもが望む成功と幸せを手にするための教育を模索するなか、自らが企業様から非常に高い評価を得てきた最先端の脳科学や心理学を活用した人材育成および能力開発の手法を、驚異的な吸収力を持つ子どもの頃からトレーニングすることを企画し、2011年12月にこどもの教育事業を開始、現在に至る。メンタルコーチとして、プロスポーツ選手もサポートしている。

参加者の声

感想やご意見、喜びの声が多数寄せられています。その一部をご紹介します。

自分のすぐにできる行動が見えた

I・N様

非常に勉強に励まされた！ 帰ってから是非実践したいと思います。子供の変化が楽しみです！

S・A様

子供としゃべり時の声かけが私たちがしていることがわかりました。今日からかわり方を見直し、主人にも伝えて変わってもらいます。

M・M様

日常で、すぐに実践できると感じた。今のタイミングで、このセミナーを受けたことで

K・S様

子どもに対する声のかけ方がわかった。自己満足感が下がりました。

乾 寛子様

子供を変えたかったら、自分も変わらなければと現実的に感じました。今日のセミナーで具体的にどうすべきかもいろいろわかりました。

O・M様

推薦者からのメッセージ



- ・株式会社イエローハット 創業者
- ・NPO法人 日本を美しくする会 相談役

鍵山 秀三郎 氏

私はこの財団の高い志に深く共鳴をし、推薦を致します。



- ・ウイスコンシン医科大学名誉教授 医学博士
- ・オキシトシン研究の第一人者
- ・統合医療クリニック 高橋医院院長

高橋 徳 氏

井上さんの話は、単なる勉強に終始せず、非常に実践的であるところが素晴らしい。これを親が学ぶというのは非常に大きな価値と影響があります。



- ・リーグ ザスパクサツ群馬 監督
- ・元鹿島アントラーズ選手
- ・和魂サッカースクール代表

奥野 僚右 氏

子どものうちに身につけるといいこと、子どものうちにしか身につかないことがあります。小学生のお子さんをお持ちの方にはぜひこの講座に参加して欲しいです。

参加費 無料

PCやスマホで気軽に参加できます！

オンライン脳科学講座 (オンライン開催)

2022年
開催日程

1月 12日(水)・13日(木)・14日(金)・16日(日)
19日(水)・20日(木)・21日(金)・23日(日)

開催時間

各日 9:30~13:00 (3時間半)

定員になり次第受付終了

※延長する可能性がございますので、スケジュールには少し余裕を持ってご参加ください。

脳科学講座
(オンライン開催)

お申し込みはこちら



オンライン
講座の申し込み
方法と流れ

新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮してオンラインにて開催をいたします。オンライン講座はインターネット環境とパソコン、タブレット、スマートフォンなどがあればご自宅にてお気軽にご参加いただくことができます。また、このような時期ですので、保護者の方も子育てにご苦労もあるかと思えます。当財団なりの支援としまして、参加費をいただいで開催しております本講座を、**[無料]**で追加開催することにいたしました。上記QRコードよりお申し込みください。
※各日程でご参加いただける方の数には限りがございます。定員になり次第受付終了とさせていただきます。予めご了承ください。

参加方法

参加方法についての内容をわかりやすくまとめたメールを後日お送りしますので、オンライン講座が初めての方でも安心してご参加いただけます。

※申し込み確認メールを間違いなく受信していただくために、携帯キャリアのアドレス(docomo, au, softbank)でご登録の方は必ず財団ドメイン(@jpleader.org)を受信できるよう設定をお願いします。



非常利型一般財団法人
日本リーダー育成推進協会

東京事務局 / 〒104-0061 東京都中央区銀座5-12 丸高ビル3F
大阪事務局 / 〒534-0025 大阪府大田区大田5-0
兵庫事務局 / 〒672-8048 兵庫県姫路市5-0

お問い合わせ TEL 079-240-5313
kouza@jpleader.org



7か国語で話そう。

参加
無料

【主催】一般財団法人 言語交流研究所 ヒッポファミリークラブ

【後援】豊田市・豊田市教育委員会・(公財)豊田市国際交流協会・みよし市・みよし市教育委員会



お申込みは↑コチラ
または ☎0120-557-761
(平日 10:00-17:30)
締切日：開催日前日まで

英語も多言語も話せた!

そのわけは、
赤ちゃんのように自然習得すること!

2/12(日)
10:00-11:30

会場 パルティセと



2/5(日)
10:00-11:30

会場 パルティセと

多言語活動を通して
見つけた体験をもとに
講師がお話します。

人間の脳は、教わらなくても
英語も多言語も話せます。

脳に備わっている自然な**ことばの習得の力**を
東京大学の言語脳科学者“さかい先生”が
わかりやすくお話します♪

2/11(土)
10:00-11:30

会場 パルティセと

脳から考える ことばの育て方

2/18(土)
10:00-11:30

会場 パルティセと

講師

東大大学院教授
言語脳科学者

酒井 邦嘉 さん

東大理学部物理学専攻。同大大学院で生物学と生理学を研究。
米マサチューセッツ工科大学客員研究員を経て、2012年、東大
大学院総合文化研究科教授。脳科学の立場から言語学を研究。

著書に『勉強しないで身につく英語』(新刊)、『チヨムスキーと言語脳科
学』、絵本『ことばの冒険』シリーズ、『脳とAI』など。



たくさんのごとばと人の中でふっくらと育つ



講演会に
来てみませんか♪

▶▶ 家族で一緒に楽しむ多言語 ◀◀

0才からシニアまで、おひとりでも参加できます。



家族で一緒に♪

これからは多言語♪

いろんなことばを通して世界中の人と出会っていくことで、たくさんのお友達ができ、いつのまにか「どこの国の人もみんな同じなんだ」という平らかな感覚をもつ。そんな豊かな世界でおとなも子どもも成長しています。心の中の国境が消えていく感動を一緒に感じてみませんか。



赤ちゃんがことばを身に付けていく過程とは？ ことばが聞こえてくる環境でそのことばに親しみ、音を溜めて、そしてその音声を口に出した時に、受けとめてくれる相手がいることで自然にことばができるようになります。

赤ちゃんがことばを身に付けていく過程とは？ ことばが聞こえてくる環境でそのことばに親しみ、音を溜めて、そしてその音声を口に出した時に、受けとめてくれる相手がいることで自然にことばができるようになります。

赤ちゃんに学ぼう！



 **YouTube** で話題沸騰！



Kevin's
English Room

【英語×コメディ×教育系 YouTube】

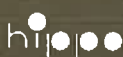
アメリカ出身のケビン、純ジャバのかけ、ヒッポ育ちのやまちゃん3人で活動中の人気グループ。やまちゃんは日本生まれ日本育ちですが、ヒッポファミリークラブで幼少期から多言語に触れて身についた自然な英語力に、ネイティブのケビンも驚愕！



ヒッポファミリークラブって？

国や人種の違いを越えて、どんなことばを話す人ともコミュニケーションができるようになれば…。そんな思いから、多言語を、自然習得するヒッポファミリークラブは誕生しました。本来、人間誰もが「どんなことばでも」「いくつでも」話せるようになる自然の力を持っています。赤ちゃんが母語として自然にことばを話す場と同じように、「多言語の環境」を作っています。

▶▶▶ お気軽にお問合せください



一般財団法人 言語交流研究所
ヒッポファミリークラブ

52

0120-557-761
平日 10:00-17:30

公式 HP

